

■要件一覧（融資比率・限度額・雇用要件）

単位：億円

		通常の地域		過疎地域（みなし過疎地域含む）・離島地域・特別豪雪地帯		定住自立圏 ・ 連携中枢都市圏 ・ 東日本大震災被災地域 （※1）	市町村が認定する「地域脱炭素化促進事業」 ・ （株）脱炭素化支援機構 （※3）が 出資等を行う民間事業	
		一般の地域	地域再生計画認定地域・沖縄県の区域	一般の地域	地域再生計画認定地域・沖縄県の区域			
都道府県・指定都市	融資比率	35%		45%		45% ^(※2)	45%	
	融資限度額	通常の施設	42	52.5	54	67.5	67.5 ^(※2)	67.5
		複合施設	63	78.7	81	101.2	101.2 ^(※2)	101.2
	雇用	5人（再生可能エネルギー電気事業は1人）以上						1人以上
その他市町村	融資比率	35%		45%		45%	45%	
	融資限度額	通常の施設	10.5	13.1	13.5	16.8	16.8	16.8
		複合施設	15.7	19.6	20.2	25.3	25.3	25.3
	雇用	1人以上						

（※1）…岩手県、宮城県、福島県に限定

（※2）…但し、定住自立圏及び連携中枢都市圏に係る融資比率・融資限度額の引き上げ措置については都道府県は対象外。

（※3）…（株）脱炭素化支援機構は、国会に提出中の地球温暖化対策法改正法案が成立した場合に設立されるもので、令和4年3月末日時点では設立は確定していません。